

令和6年矢板市議会定例会

第398回定例会議

提出議案説明書

令和6年9月

矢 板 市

提 出 議 案 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第398回定例会議に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会議に提出いたしました議案は、補正予算5件、決算の認定7件、条例の一部改正2件、人事案件4件及びその他4件の計22件であります。

議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出にそれぞれ4億9,011万2千円を追加計上し、予算総額を154億7,300万4千円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出から御説明申し上げます。

総務費におきましては、人事給与管理費、財政管理費、財産管理費及び企画調整費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、高齢者社会参加活動支援事業、児童福祉対策事業、母子福祉事業及び生活保護運営対策費に係る経費を追加計上し、国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計繰出金に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、予防費及び環境衛生費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、農業総務費、生産調整推進対策事業及び森林経営管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、観光費及び観光施設費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、土木総務管理費、市道維持管理費、認定外道路整備事業、市営住宅管理事業及び市営住宅整備事業に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、公民館費及び体育施設費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等につきましても、4月の人事異動による過不足の調整を行ったほか、10月からの制度改正に伴う児童手当を追加計上いたしました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰越金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

議案第2号 令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ9,993万円を追加計上し、予算総額を32億143万円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰越金を追加計上し、繰入金を減額いたしまして、歳出には、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を追加計上いたしました。

議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ6,223万4千円を追加計上し、予算総額を35億6,655万5千円に補正しようとするものであります。

歳入には、繰越金及び諸収入を追加計上し、繰入金を減額いたしまして、歳出には、総務費、保健事業費、積立金及び諸支出金を追加計上いたしました。

議案第4号 令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出における収入において、特別利益を708万6千円増額し、水道事業収益総額を8億7,208万6千円に、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を270万円増額し、水道事業費用総額を7億70万円に、資本的

収入及び支出における支出において、建設改良費を50万円増額し、資本的支出総額を5億2,750万円に補正しようとするものであります。

議案第5号 令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出における支出において、営業費用を10万7千円増額し、下水道事業費用総額を7億2,640万7千円に、資本的収入及び支出における支出において、建設改良費を277万3千円減額し、資本的支出総額を4億2,372万7千円に補正しようとするものであります。

議案第6号から議案第12号までの7議案については、令和5年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算の認定についてであり、法の定めるところにより、監査委員の意見を付けて、それぞれ議会の認定に付するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（決算）

第233条 第1項及び第2項省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 省略

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

以下省略

議案第16号 教育委員会委員の任命同意については、本市教育委員会委員であります齋藤良則氏が、令和6年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その任命について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（任命）

第4条 第1項省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

以下省略

議案第17号 監査委員の選任同意については、本市監査委員のうち、坪山和郎氏が、令和6年9月30日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その選任について、法の定めるところにより、議会の同意を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）
（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第2項から第5項省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政

令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

議案第18号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります善林景子氏が、令和6年12月31日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することを最も適当と認め、その推薦について、法の定めるところにより、議会の意見を求めるものであります。

参 考 人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

以下省略

議案第19号 市道路線の認定及び変更については、矢板市泉地内ほか2地区において、新たに2路線を市道に認定し、また、下太田地内ほか2地区において、市道1路線を変更するため、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものを用いる。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

以下省略

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 第 1 項省略

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 20 号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて協議したいので、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

(組織、事務及び規約の変更)

第 291 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

以下省略

(議会の議決を要する協議)

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第

1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

議案第 2 1 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和 5 年度矢板市水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 第 1 項省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

以下省略

議案第 2 2 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和 5 年度矢板市下水道事業会計の利益剰余金の処分を行うに当たり、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）省略

以上が、本定例会議に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、議決されますようお願いいたします。